

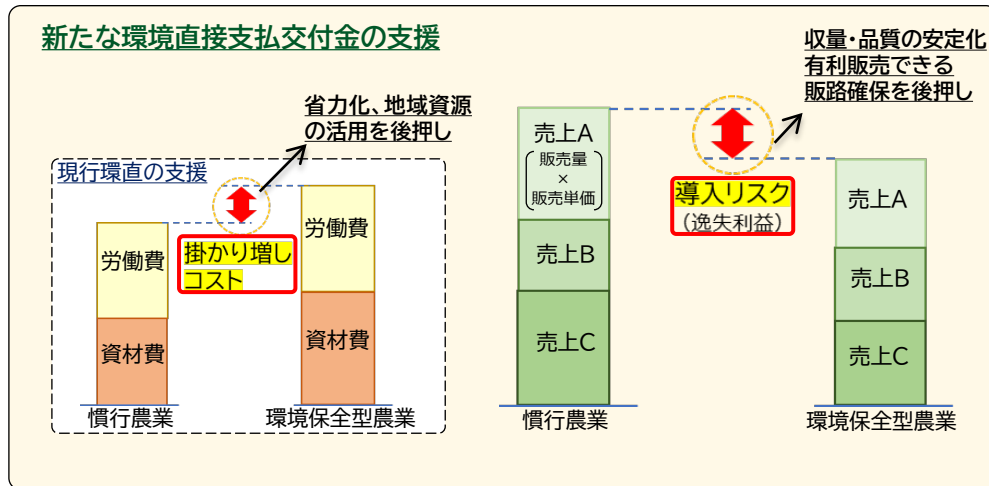
- 環境負荷低減の取組を広げること、国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与するとともに、輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献する。このため、環境直接支払交付金は、
- ① これまでの地域支援から、**みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援**とする。
 - ② 農法の転換・拡大時の掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援とし、一定期間で取組の**定着・自立を促す支援**とする。
 - ③ 水田政策の見直しの中で、**生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援**とし、**取組に応じた面積払い**とする。

◆新たな環境直接支払交付金のイメージ

(1) 支援の考え方

- ・ みどり認定農業者を対象とする。
- ・ ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援を行う。

導入リスク(逸失利益):農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下



- ・ 事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施
- ① 市場評価を高める取組(出荷ロットの拡大、消費者等への訴求)
- ② 生産安定化の取組(収量減少、品質低下等への対策)
- ③ デジタル化の取組(営農管理ソフトの導入)

(2) 支援対象取組(案)

支援内容(例)

① 有機農業への転換支援

慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援



② 環境価値の創出支援

温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援



③ 土づくりの面的拡大等への支援

土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援



(3) 支援対象取組の更新

- ① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え
- ② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間(5年)までとし、新たな圃場への拡大等を促進

2.環境負荷低減型農法の取組に係る総合的支援

- 有機農業や化学肥料・化学農薬の低減の取組に対して、環境直接支払交付金だけでなく、農業者の栽培技術習得や販路確保等を対象とした、地域の関係機関によるサポート、みどり認定者への設備投資や流通体制構築等のメリット措置を総合的に進めていく方向で検討。

【令和8年度予算・令和7年度補正予算の関連事業等】

① 生産・販売・経営の安定化に向けた地域でのサポート

- みどり認定農業者の取組をサポートする体制(みどりサポートチーム)を構築(令和8年3月末時点で、32道府県で設立済)
- 地域の関係者が連携し、栽培技術の習得や販路確保、経営上の収益の改善等をサポート



**みどり認定農業者を
総合的に支援**

② 地域での技術実証・販路拡大・資材確保の推進

- 環境負荷低減と省力化に資する新たな技術の導入に向けた実証圃の設置等を支援
- 地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地と消費地が連携した取組等を支援
- 堆肥・下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料の利用拡大を支援



水田用自動抑草ロボットの実証



有機農産物の販売会

③ 取組に必要な機械・設備導入支援

- 有機農業の拡大に必要なスマート農機・設備等の導入を支援
- みどり法に基づく基盤認定を受けた機械等を取得した場合に、所得税・法人税を優遇(機械等32%、建物等16%の特別償却)
- 農業改良資金の無利子化、償還期間の延長



自動走行農機

ロボット草刈機

有機農業等の拡大に必要なスマート農機の例



税制対象設備の例:堆肥化処理施設